相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県島原市油堀町丙六七四番地一、最後の住所福岡県古賀市筵内二四番地一

被相続人　亡　林田　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十八日

福岡県福岡市中央区西中洲一二―三三福岡大同生命ビル七階

相続財産管理人　弁護士　北園　勝蔵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市西区大字女原二五四番地、最後の住所福岡市南区三宅二丁目七番五号

被相続人　亡　國友　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号舞鶴栄光ビル四〇一号

相続財産管理人　司法書士　丸田　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区南町六三番地三、最後の住所沖縄県石垣市字真栄里五五八番地七サザンリッチ先嶋二〇九号

被相続人　亡　今藤　**隆**弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十八日

沖縄県石垣市字真栄里二〇四番地の三三一

オアシスアトールＢｅ―１一〇三号室

相続財産管理人　籠谷　鑑

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月十八日

一、墳墓等所在地　埼玉県川越市元町二丁目一一―一

一、墳墓等の名称　養寿院境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　大貫家（内田屋）　大貫たき、大貫すい、大貫ゑい、大貫きん　谷嶋家　谷島りき、ゆき　杉本家　不詳一名　家名不詳　高井保太良　家名不詳　齋藤平太夫、齋藤とめ　田坂家　田坂重信、田坂たけ　鹿倉家　長右衛門、与右エ門、鹿倉りい、鹿倉直隆、鹿倉隆英、鹿倉不二、鹿倉つる、鹿倉光太郎、鹿倉与市、不詳二名　齋藤家　不詳二名　小峰家　小峰平八、小峰吉右衛門、小峰増蔵、不詳七名　永嶋家　永島ふで、永島吉エ門、長島むつ、永島伊之助、吉右エ門、喜代、不詳八名　長嶋家　長嶌又左衛門、長嶌庄兵衛、長島民蔵、不詳三十名　安斉家　安斉屋長七、不詳五名　鈴木家　鈴木惣吉、鈴木クラ、鈴木金次郎　鈴木家　鈴木惣次郎、鈴木たけ　俵家・鈴木家　鈴木たま、鈴木代次郎、さよ　大塚家　大塚幾太郎　池田家　池田寅吉、池田市郎、池田モト、池田勇治、池田エマ、不詳一名　利根川家　利根川甚三郎、利根川いと、不詳七名　田代家・雨宮家　田代一太助、田代とも、雨宮つる子、不詳一名　大貫家（内田屋）　大貫福太郎、大貫喜八、大貫とよ、長根いつ、不詳一名　新井家　新井喜十郎、新井喜代松、新井マサ、こと、不詳一名　岸家　岸エイ、岸幾太郎、岸満智子、岸美登子、岸勝次郎、岸春吉、岸はな、岸ナヲ、岸福次、岸和夫、不詳三名　岡田家　岡田憲元、岡田きく、不詳一名　河嶋家　不詳六名　森田家　●郎、熊治郎、マツ、チ●、森田浅吉、田邊芳之助、不詳四名　小熊家　小熊やす、小熊よね　安川家　太吉、いさ、源之助、●の、安川太吉、安川伊十郎、安川眞太郎、●り、やす、不詳八名　家名不詳　池田傳吉、池田まつ、不詳一名　我野屋　不詳二名　宮崎家　七兵衛、不詳十一名　利根川家　利根川美代子、利根川豊　山崎家　髙田鍋吉、山﨑きみ、髙田實、山﨑治郎、山﨑登　佐々木家　不詳一名　小宮家　小宮清太郎、小宮寅二良、小宮辰五郎、栗林岩吉、栗林たみ、不詳十四名　木村家　清兵衛、久満、栄蔵、はつ、木村豊、不詳一名　原家　原てふ、原迦七、原ミ祢、原寅松、原みね　栗原家　栗原トシ、栗原とよ、栗原鈴野、栗原とみ、栗原石之助　橋本家　不詳五名　家名不詳　小菅丈次郎、小菅三次郎、小菅ナカ　沼田家　沼田力造、沼田スミ、不詳十八名　粕谷家　粕谷亭作、粕谷つや子、粕谷イク、不詳三名　大嶋家　大嶋富五郎、斉藤柳三、不詳一名　寺田家　清治、寺田佐代子　秋山家　不詳一名　武田家　寿々　佐藤家　不詳一名　田中家　田中伊之助、田中かく、田中七之助、石原松太郎、田中き祢　松本家　松本辰五郎、松本ふみ　山崎家　山崎すき、山崎房太郎、山嵜あい、山崎慶助、山崎正作、平治、山崎サワ、山崎幸太郎、山嵜祐三郎、山崎むめ、イセ、イク、不詳二名　佐々木家　佐々木豊子、佐々木勢き　家名及び氏名不詳八基

一、改葬を行おうとする者　埼玉県川越市元町二丁目一一―一　宗教法人養寿院　代表役員　金剛　清輝

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―六五一〇号

㈢　商号　デジタルゲートオンライン株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　デジタルゲートオンライン株式会社　東京都港区東新橋二丁目一八番四号　代表取締役　谷川　敦柱

㈤　主たる営業所の所在地　東京都港区東新橋二丁目一八番四号

㈥　旅行業の登録年月日　平成二十四年二月十六日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年六月二十八日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十五年七月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

債権申出の公告（第二回）

当社は平成二十五年五月三十一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金制度を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十八日

東京都武蔵野市吉祥寺南町二―二九―一〇三成参番館二階

株式会社アイアイ

規約型確定給付企業年金清算人

太田　光彦